

別紙

諮問第1111号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる本件開示請求1から6までについて、不存在を理由とした非開示決定のうち、『開票所で色々な騒ぎを起こしている』事案の概要資料の全てについては、不存在を理由として非開示としたことを取り消し、別表2に掲げる文書を請求にかなう文書として特定した上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきであるが、『各区市町村が係長会や局長会で検討』した内容に関する資料の全て（概要）」ほか4件に対応する文書は、不存在による非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成25年第23回定例委員会「5. 会議の概要」発言の要旨記載の、報告4に関する事務局の回答にある「開票所で色々な騒ぎを起こしている」事案の概要資料の全てほか5件」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都選挙管理委員会が平成29年8月21日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書並びに反論書及び意見書における審査請求人の主張は、次のような趣旨と理解される。

ア 審査請求書

選挙管理委員会が果たすべき任務は、選挙が選挙人の意思によって公明且つ適正に行われることを確保することであり、そのことは東京都選挙管理委員会においても例えば、平成25年第23回定例委員会議事録の発言の要旨で、事務局（選挙課長）

が「選挙を公平公正に執行するという観点を踏まえまして」と発言していることから認識を有しているものと思われる。

しかし、申立人の開示請求は非開示とされた。この理由は以下の点から有り得ないことである。

(ア) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。） 5 条違反であること

国政選挙、都道府県の議会の議員又は都道府県知事選挙においては各区市町村が個別に取り込んでいるのは投開票作業に過ぎず、開票事務の公正性を担保するのは管理者たる東京都選挙管理委員会である。

(イ) 開票事務の公正性に責任を負う組織が存在しなくなること

東京都選挙管理委員会の非開示理由は、法 5 条の規定する管理者たる立場を放棄することによって、各区市町村の投開票作業については、一切関知せず、関知しないゆえに開票作業の公正性に対し責任を負わないとするものである。よって、開票事務の公正性に対する責任が、どこにも存在しないことになる。

(ウ) 東京都選挙管理委員会独自の開票作業があること

各開票区からの報告を受け、報告内容を審査し結果を発表する作業がある。少なくとも審査補助帳票及びそのチェック項目を確認した結果物等が確実に存在する。

イ 反論書

法 5 条に「衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、都道府県の議会の議員又は都道府県の知事選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理」と規定されており、都内区市町村選挙管理委員会が管理する開票事務にも関与しているからこそ、定例委員会で議論される。また、区市町村選挙管理委員会が開票時に使用する開票区 PC の設定は東京都選挙管理委員会事務局が行っており、開票区 PC に入力するシステムは東京都選挙管理委員会事務局が導入して管理している。これらの例があるにもかかわらず、東京都選挙管理委員会が開票事務には一

切関与していないということはない。

また、東京都選挙管理委員会は、自団体の職員が特別区選挙管理委員会連合会及び東京都市選挙管理委員会連合会が開催するという「係長会や局長会」に出席していながら、出席した会議の議事録も関連資料も入手せず、出張報告書を作成していないと弁明するが、社会通念上有り得ないことである。

ウ 意見書

本件理由説明書は、非開示決定通知書の非開示理由と同じ内容であり、東京都選挙管理委員会からの新たな理由説明、弁明はない。

非開示理由に対して、全面開示を求める理由は、既に審査請求書に明示した。また、弁明書に対しては、反論書にて弁明書の棄却と審査請求書の趣旨に従った開示を求めた。特に反論書の「3. 審査請求人の意見」には、審査請求人の意見を記載している。以上の審査請求書と反論書を、理由説明書に対する審査請求人の第一の意見とする。

以下は、東京都情報公開審査会への意見を述べる。

審査請求人は、第一の意見の中で、「当該公文書は、処分庁では作成及び取得しておらず、存在しない」とした非開示理由が虚偽であり、必ず当該公文書が存在することを証明した。

東京都情報公開審査会には、本件のように明らかに虚偽であっても処分庁が「存在しない」と理由づけした場合に、処分庁を捜索して当該公文書を提出させることができるのか、自らの存在意義をかけて取り組んでいただきたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求1に対応する文書の不存在について

開票事務の管理は各区市町村に委ねられており、開票所で発生する事象についてはそれぞれの区市町村が対処している。区及び市選挙管理委員会との意見交換の際に情報提供された内容を基にしているが、個別具体例についての資料提供等は受けておらず、文書として存在しない。

(2) 本件開示請求2に対応する文書の不存在について

係長会や局長会の議事が終了した後の情報公開の際に、口頭で情報提供されたものであり、関連資料の配付等は受けておらず、文書として存在しない。

(3) 本件開示請求3に対応する文書の不存在について

法では、開票事務の管理は各区市町村に委ねられていることから、各区市町村の責任において個別の事情等について検討し必要に応じて取り組んだものである。具体的な取組み内容等についての資料提供等は受けておらず、文書として存在しない。

(4) 本件開示請求4に対応する文書の不存在について

各区及び市選挙管理委員会との意見交換の際、発言があったものである。具体的な取組み等についての資料提供等は受けておらず、文書として存在しない。

(5) 本件開示請求5に対応する文書の不存在について

法では、開票事務の管理は各区市町村に委ねられていることから、その責任において、各区市町村選挙管理委員会は必要に応じて所轄警察署の協力も得て対応しているものである。その内容等についての資料提供等は受けておらず、文書として存在しない。

(6) 本件開示請求6に対応する文書の不存在について

請求内容に記載されている委員の発言は、開票事務の公正性の担保に関する発言であり、この開票事務については、法の規定に従い各区市町村において個別の取組みが行われている。取組み内容についての資料提供等は受けておらず、文書として存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月21日	諮問
平成30年 6月26日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 9月 4日	審査請求人から意見書收受
平成30年12月18日	新規概要説明（第195回第一部会）
平成31年 1月28日	審議（第196回第一部会）
平成31年 2月27日	審議（第197回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 公職選挙法における開票事務管理について

開票は、法66条で選挙人(有権者)の行った投票の有効無効を決定し、各候補者等の得票数を計算する手続である旨規定されている。この開票作業については、法61条2項により「開票管理者は、…市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。」とあるとおり、区市町村選挙管理委員会の事務と規定されている。

イ 本件開示請求の趣旨について

本件開示請求の趣旨は、実施機関が開催した平成25年12月25日の第23回定例委員会会議事録に記載された発言内容で、開票事務に係る複数箇所の発言（以下「当該発言」という。）に係る具体的な内容や記録が記載されたそれぞれの文書を求めるものであると解される。

実施機関は別表1に掲げる本件開示請求1から6までについて、いずれも作成及び取得していないため不存在であるとして、非開示決定を行った。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関は、法61条2項に規定するとおり、開票事務の管理は各区市町村に委ねられており、実施機関が当該発言に係る各事例を直接取り扱うことはないため、請求に係る文書を作成することはない旨説明する。

また、当該発言は、特別区選挙管理委員会連合会及び東京都市選挙管理委員会連合会がそれぞれ開催する係長会又は局長会（以下「係長会等」という。）に実施機関の職員が出席した際の議事終了後の意見交換の場で入手した情報に基づいてなされたものであるが、これらの会議の開催は特別区又は市によるものであり、実施機関の職員はあくまでもオブザーバとして出席をしていることから、会議後に議事録の送付を受けたり、具体的な内容についての資料提供は受けておらず、本件開示請求1から6までに対応する文書を取得していないとも説明する。

これらの説明を踏まえて、審査会では、実施機関に対し、当時の係長会等への出席に関連して取得又は作成した文書のうち、本件開示請求1から6までに対応する文書はないか、加えて、当該発言に係る事例の記載があり本件開示請求1から6までに対応する文書はないかという観点から探索を依頼したところ、実施機関の説明は以下のとおりであった。

係長会等に関連して実施機関が取得する文書としては、会議での配付資料、関連資料が考えられるが、いずれも実施機関の事務局処務規程で規定する保存期間である1年を経過し廃棄済みであるか、現存していても本件開示請求1から6までに対応する記載のある文書はなかったとのことである。

なお、係長会等の議事録については、従来から提供を受けていないとのことである。

次に、係長会等に関連して作成する文書としては、実施機関の職員の出席者が記録したメモ及び出張に係る復命書が該当するが、メモの存在は確認できず、復命書についても通例として係長会等の出席に係る上司への報告は口頭で行っていることから作成されていなかったとのことである。

また、当該発言に係る事例の記載がある文書としては、新聞記事等のスクラップ、選挙の記録誌並びに実施機関の議事及び報告に関する資料があり、新聞記事等のスクラップ、選挙の記録誌については、既に廃棄済みであるか、現存するものであつ

ても事例の記載はなかったとのことである。その一方で、実施機関の議事及び報告に関する資料については、「東京都選挙事務運営協議会 部会報告（平成27年12月東京都選挙事務運営協議会）」（以下「本件報告書」という。）において、投票事務及び開票事務の管理に関して、「開票所で色々な騒ぎを起こしている」旨の内容が記載されていたとのことであった。

これらの説明を受けて、審査会で本件報告書の写しの提出を依頼し、確認したところ以下のとおりであった。

本件報告書は、実施機関及び区市町村選挙管理委員会の職員等で構成される東京都選挙事務運営協議会が作成しており、投票事務及び開票事務の管理執行に関して課題が生じていることから、都内全区市町村選挙管理委員会にアンケート調査を実施して対応策及び改善策の検討を行い報告書としてまとめたものである。

審査会で見分したところ、本件開示請求1に係る「開票所で色々な騒ぎを起こしている」内容となる各区市町村の事例が記載されており、本件報告書に本件開示請求2から6までに係る内容の記載は確認できなかった。

そのため、当該発言がされた時点では存在していなかったものの後日作成された本件報告書については本件開示請求1にかなう文書として特定した上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

一方、実施機関が法で規定する開票事務自体を直接執り行うものではないという説明、係長会等への実施機関の関わり方及び関連する資料の探索状況を鑑みても、本件開示請求の時点で当該発言の根拠に係る文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然不合理な点はなく、本件開示請求2から6までに対応する文書を、不存在を理由として非開示としたことについては妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

別表1 本件開示請求の内容

平成25年第23回定例委員会「5. 会議の概要」発言の要旨記載の報告4に関する事務局の回答にある	
本件開示請求 1	「開票所で色々な騒ぎを起こしている」事案の概要資料の全て
本件開示請求 2	「各区市町村が係長会や局長会で検討」した内容に関する資料の全て（概要）
本件開示請求 3	都知事選挙の「厳戒態勢」の内容の概要資料の全て
本件開示請求 4	区市町村の局長と話をした「今後の選挙でどう防衛していくか」の内容について記録の全て（概要で可）
本件開示請求 5	「警察と話し合って対応している」話し合いの内容の記録、議事録の全て 報告4に関する委員の発言にある
本件開示請求 6	「公正な選挙を執行しているという証拠」の一覧表の全て

別表2

公文書の 件名	「東京都選挙事務運営協議会 部会報告」 (平成27年12月 東京都選挙事務運営協議会)
------------	--